

令和 3 年 6 月議会

総務財政委員会報告資料

目 次

- | | | |
|-----------------------|---|----|
| 1. 福岡市再犯防止推進計画の策定について | … | 1頁 |
|-----------------------|---|----|

市 民 局

福岡市再犯防止推進計画の策定について

1 計画策定の背景

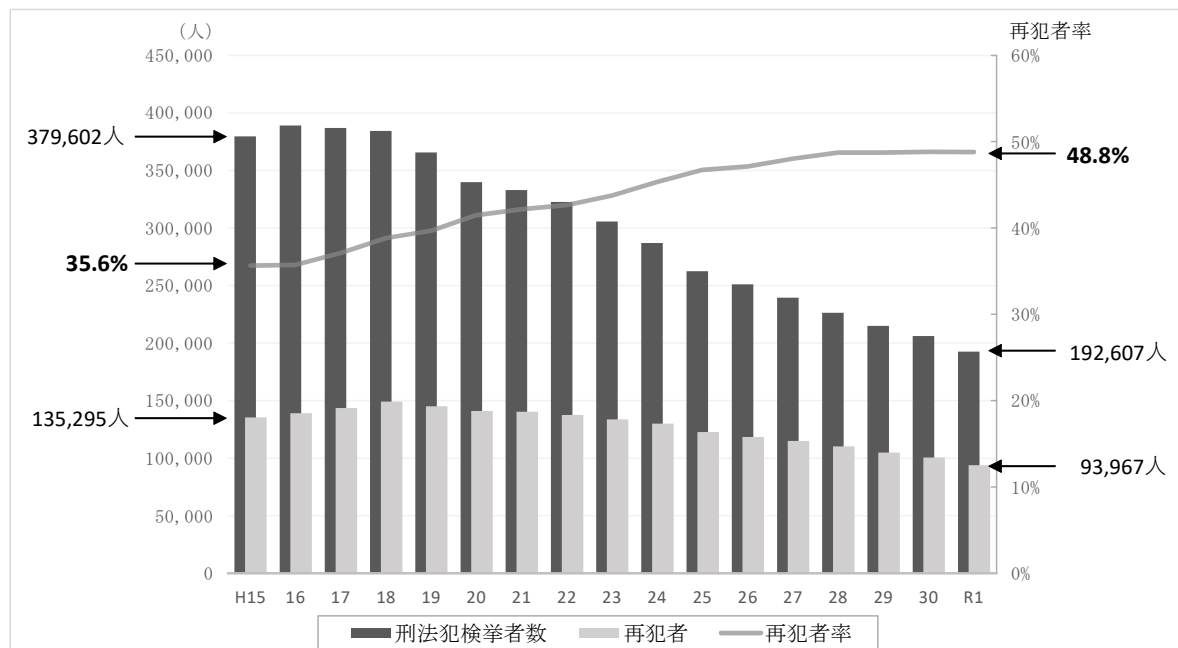
平成28年12月に制定、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。

【参考】

○国の動き

- ・平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行
- ・平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定
- ・令和元年12月「再犯防止推進計画加速化プラン」閣議決定
→令和3年度末までに100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援

○近年の再犯者率等状況



2 計画策定の意義

(1) 各種施策の総合的な推進

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたっており、各般の行政領域にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進するため。

(2) 実施施策の明確化

庁内職員や刑事司法関係者のみならず、住民に対しても、再犯防止施策に関する具体的な取組内容が明確になるとともに、啓発効果も期待できる。

(3) 計画策定を通じた合意形成

明確に再犯防止と関連付けられてこなかった分野に再犯防止の視点が反映される契機になるほか、関係者間において、再犯防止施策への理解と合意が得られる。

3 計画策定の方向性

再犯防止について、広く市民の関心と理解を醸成し、具体的で、実効性のある計画策定を目指す

- (1) 再犯防止について、広報啓発を強化し、市民の関心と理解を醸成
- (2) 関係機関との連携を強化し、隙間のないネットワークを構築

4 計画の概要

(1) 取組み分野

- ①就労の支援等による社会の居場所づくり
- ②住居の確保等による社会の居場所づくり
- ③ネットワークの充実による保健医療・福祉サービス利用促進
- ④非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援
- ⑤犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導
- ⑥民間協力者の活動との連携
- ⑦広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進
- ⑧関係機関との連携強化

(2) 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(3) 計画の推進体制

庁内の関係課で構成する「福岡市再犯防止推進連絡会議」を設置し、計画に基づく取組みを推進していく。

5 今後のスケジュール

	令和3年			令和4年
	4～6月	7～9月	10～12月	1月～3月
計画の検討	骨子案作成 → 素案検討・作成 →			パブリック・コメント → 成案作成 →
庁内連絡会議	第1回	第2回		第3回
外部検討会		第1回	第2回	第3回
総務財政委員会報告	方向性 スケジュール →		素案 →	